

議案第19号

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

近年の大規模な林野火災の発生状況を踏まえ、その予防の実行性を高める観点から林野火災に関する注意報を発することができることとする等のため改正する。

[内容]

1 小田原市火災予防条例の一部改正（改正条例第1条関係）

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の緩和（第29条関係）

住宅等における火を使用する設備等の状況を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用の制限に係る規定を削除することとする。

(2) 林野火災に関する注意報（第29条の8関係）

ア 林野火災に関する注意報の発令等

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、当該注意報が発せられている間、市の区域に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならぬこととする。

イ 火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域の指定

市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域を指定することとする。

(3) 火災に関する警報の発令に伴う火の使用の制限の対象となる区域の指定（第29条の9関係）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することとする。

(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の対象となる期間及び区域の指定（第45条関係）

消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することとする。

(5) その他

規定を整備することとする。

2 小田原市火入れに関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

(1) 火入れの中止に係る条件の追加（第13条関係）

火入れの中止に係る条件に、林野火災に関する注意報が発せられた場合を追加することとする。

(2) その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日